

(健康福祉部)

【介護予防センターの入浴サービス・バス送迎について】

(質問)

介護予防センター、旧老人福祉センターで実施されている入浴サービス及びバス送迎についてですが、事業が開始された経緯や背景、事業目的及び、昨年度のそれぞれの歳出額を教えてください。

<答弁>

老人福祉センターは老人福祉法に基づき、高齢者の健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的として設置したもので、入浴事業については、国が定める「老人福祉センター設置運営要綱」の中で設備の一つとして、浴室が挙げられていたことから本市においても整備し、高齢者の交流や楽しみ、憩いの場として実施してまいりました。送迎事業については法令に基づくものではありませんが、現在のような市内を循環するコースとしたのは平成18年度からで、これは、週3日の入浴事業を毎日利用できるようセンター間を結んだことと、センターの利用を促進する観点から市内の様々な地域から来所頂けるよう、従来のコースを拡充したものでございます。

なお、両事業の歳出額ですが、介護予防センター転換後の平成29年度からは貸付先事業者へ「入浴事業、送迎事業、それ以外の施設の維持管理業務」を委託し、委託料総額は1億1266万7千円ですが、事業ごとの内訳での収支報告は求めています。尚、市直営で事業を実施していた平成28年度の決算で申しますと、入浴事業が約6900万円、送迎事業が約2700万円となっております。

(質問)

旧老人福祉センターを介護予防センターに転換した目的やねらいについて教えてください。

<答弁>

老人福祉センターは高齢者の趣味や生きがいづくり、憩いの場として長年運営しておりましたが、開設当時とは社会経済情勢が大きく変化する中で、センターの利用者数が年々減少する等、高齢者を取り巻く今日的課題に対応すべく新たな事業展開が必要となっております。

そこで超高齢社会における喫緊の課題である介護予防や健康寿命延伸に向けて、高齢者の心身機能の維持・向上など、より介護予防効果の高い事業や、地域活動・社会貢献活動に参加して地域の支え手として活躍いただくなど、高齢者の生きがいや役割づくりにつながるような事業に重点をおいて取り組むことを目的として、平成29年度から「市有財産を活用した事業者による介護予防の推進に関する条例」に基づき、老人福祉センターを介護予防センターに転換をさせてものでございます。

(意見・要望)

旧老人福祉センターの利用者からすると、介護予防センターへの転換や、そのことに伴い提供されるサービス内容が変更されたことにご不満をお持ちの方もおられるかと思いますが、ご答弁に合ったように、高齢者の意識やニーズ、生活環境が複雑化、多様化するとともに、民間の娯楽施設やスポーツ施設、サークル活動なども少なからずある中、無料で使え、無料でサービスが受けられる施設として、存在価値を発揮していくためには、介護予防に特化した事業や、民間ではあまり行われていない地域活動・社会貢献活動などによる地域の支え手の養成などの事業に集中的に取り組まれることは、私は良いことだと思います。実際、旧老人福祉センターの利用者数は年々減少し続けてきた訳ですし、高齢者を取り巻く今日的課題の解消に、介護予防センターが少しでも貢献されることを期待しておきます。また、入浴事業で約6900万円、送迎事業で約2700万円もの歳出とのことでしたが、新たな事業展開に併せて、廃止されることは、利用者数の状況からしても、費用対効果を考えても、妥当な判断だと思います。ただし、単に、廃止にして歳出削減に留めるのではなく、削減できた財源で、より魅力的、効果的な介護予防効果の高い事業やサービスを提供して頂くことを要望しておきます。

【介護予防・生活支援サービス事業について】

(質問)

主要施策P. 13、事業別決算説明書P. 217の介護予防・生活支援サービス事業について伺います。この事業は、短期間(3か月間)に通所と訪問を合わせた支援を行い、身体機能が低下している高齢者に対して生活機能の改善を図るものとのことですが、通所型と訪問型それぞれ、どのようなことをされたのか、詳しく教えてください。

<答弁>

通所・訪問型短期集中サービスは、要支援相当者を対象に、3から6か月の間、集中的に、市の理学療法士が2週間に1回訪問し、心身機能の評価や生活環境に対する助言等を行うとともに、週に1回、市が指定した場所に通所して頂き、その方にあつた筋力強化運動などの介護予防プログラムの提供を行い、生活機能の改善を図りました。また、会場まで自力で来ることが出来ない方については、タクシーによる送迎を行いました。

(質問)

予算現額352万2千円に対して、決算額約130万円、執行率37.1%とかなり低くなっています。予算時の算出内容と、実際の利用内容を教えてください。

<答弁>

予算の主な内容は、送迎費用を含む委託料が約350万円でございます。また、決算

額の主な内容は、委託料が約100万円、送迎費用が約25万円でございます。

(質問)

この事業は、支援を受ける高齢者が自ら知る機会はあまりなく、担当のケアマネジャーが積極的に進めることがないと、なかなか利用はされないのではないかと思います。そういう意味では、ケアマネジャーの方々に、この事業の意義や重要性を理解して頂くことが必要ではないかと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本事業の利用を促進するためには、地域包括支援センターをはじめ、地域のケアマネジャーに事業の内容や意義について理解をして頂くことが、非常に重要であると考えております。

昨年度には、地域包括支援センターが開催し、地域のケアマネジャーも参加する勉強会などに出向き、事業について周知を図りましたが、今後も同勉強会をはじめ、あらゆる機会や媒体を通じて、本事業の周知に努めてまいります。

(意見・要望)

この事業については、まだ始まったばかりですので、事業効果を見極めるには数年の検証が必要かと思いますが、少なくとも介護予防を進めていくために、必要な事業だと思えます。しかしながら、利用者が少ないと効果検証すら出来ません。先ほど、質問の中でも述べましたが、この事業は、支援を受ける高齢者が自ら知る機会はまだあまりなく、ケアマネジャーの方々に事業の意義や効果を理解して頂き、積極的に対象者の方々に進めて頂く必要があると思えます。今年度もまだ見込んだほどの利用者がないようですが、より積極的に、ケアマネジャーの方々に事業の意義や内容を周知するとともに、対象者の方々に推奨して頂くことを求めて頂きたいと思えます。そして、可能なら、すこやかプラザでもケアマネジャーに対する勉強会を開催し、その際に、実際に提供されているプログラムを見て頂くことなどもご検討頂きたいと要望しておきます。

【猫避妊去勢手術助成金交付事務等について】

(質問)

事業別決算説明書P. 95の猫避妊去勢手術助成金交付事務などについて伺います。この事業は、数年前から毎年、野良猫の繁殖制限を目的として、200頭分の避妊去勢手術に関する費用助成を行っているものですが、担当課として、市内における野良猫は減ってきている印象はあるのか、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

平成25年度から、豊中市内に生息する野良猫を対象に毎年200頭分の猫避妊

去勢手術助成金を交付しております。野良猫の具体的な頭数を把握することは困難ですが、所有者不明の子猫の引取り頭数については、平成25年度には135頭であったものが年々減少傾向にあり、平成29年度は58頭となっております。また、所有者不明猫の死体収容数も減っていることから、市内における野良猫は減少しているように思われます。

(質問)

ここ数年の犬、猫に関する苦情や相談等の受付件数の推移を見ると、犬に関する苦情や相談はほぼ横ばいである一方で、猫による苦情や相談等の受付件数は、ここ数年、かなり増加しています。とりわけ、餌やり・脱糞、放し飼い、多頭飼育に関する苦情が昨年度、大幅に増えていますが、その要因について、どのような分析をされているのか、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

特に平成29年度に苦情が増えた要因は分かりませんが、近年、全国の猫の飼育頭数が犬の飼育頭数を上回るなど、猫ブームと言われており、社会全体として猫に対する関心が高まっている状況です。

猫はその修正上、放し飼いをしている飼主が多く、苦情増加の一因になっていると考えられます。また猫は犬に比べて複数頭数飼うケースがあり、多頭飼育につながりやすい状況でございます。

野良猫に対する餌やりについては、法令で禁止されているものではありませんが、むやみな餌やりは周辺住民とのトラブルの原因となり、双方より繰り返し相談が寄せられるケースも多くなっております。

(質問)

犬や猫等の苦情や相談があった場合の対応は、どのような体制で、どのように行っておられるのか、教えて下さい。

<答弁>

犬や猫の苦情や相談が寄せられた場合、獣医師2名を主担として、係員10名全員で対応しております。相談者へアドバイスをを行うとともに、必要に応じて現場の確認、飼主などへの指導を行っています。

(意見・要望)

市内の野良猫の頭数の推移は把握が困難のようですが、実際に減っているにしてもそうでないにしても、避妊去勢手術の助成を行うことで、中長期的な野良猫の頭数の抑制にはなっていると思いますので、引き続き、取り組んで頂きたいと思います。

【保健所試験検査について】

(質問)

事業別決算説明書P. 97の保健所試験検査について伺います。この事業は、食中毒や感染症の検査を行っているとのことですが、HIVの検査も行われているようです。実施の経緯と実施内容、ここ数年の利用者数を教えて下さい。

<答弁>

ヒト免疫不全ウイルス(HIV)検査は、国の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき策定された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」に則して、HIV・エイズ対策として全国の保健所等で実施されています。

大阪府では昭和62年からHIV検査を保健所等で実施しており、豊中市では中核市移行後の平成24年度より豊中市保健所でHIV検査を行っています。

現在の具体的な実施内容は、全国で増加している梅毒検査と合わせて、HIV検査を月に2回実施しています。匿名で受けることができ、予約は不要、費用は無料です。保健所内にある検査室で血液検査を行い、採決後約2時間で結果が分かります。検査当日に検査結果を説明するとともに、保健師が感染症に関する相談に応じています。

最近3年間の検査件数は、平成27年度266件、平成28年度226件、平成29年度267件です。

【精神保健事業について】

(質問)

主要施策P. 17、事業別決算説明書P. 97の精神保健事業について伺います。この事業では、精神保健福祉相談、知識の普及啓発、メンタルヘルス対策推進会議及び専門部会の設置によるメンタルヘルス計画の推進、若者向けのうつ・自殺対策事業の強化をされているとのことですが、メンタルヘルス計画の推進としては、昨年度、具体的に、どのようなことをされたのでしょうか。

<答弁>

平成29年3月に策定致しました「豊中市メンタルヘルス計画」の推進体制として「メンタルヘルス計画推進会議」を設置致しました。推進会議は、計画推進の進行管理を担う庁内関係課からなる「調整会議」と行政外部の関係機関・団体も含む「ネットワーク会議」で構成しており、ネットワーク会議には「子ども・若者のメンタルヘルス」、「女性のメンタルヘルス」、「アルコール依存症予防」、「災害時等こころのケア体制づくり」と4つの専門部会を設置いたしました。昨年度は各会議において現状の課題を確認し、計画がめざすあるべき姿の実現のための方策の決定と、具体的な取り組みについて協議・検討を行い、平成32年度までの「事業実施計画」を策定致しました。

(質問)

若者向けのうつ・自殺対策事業の強化については、昨年度、具体的にどのようなことをされたのでしょうか。

<答弁>

若者向けの自殺対策事業と致しまして、市立中学校3校で1年生から3年生を対象に「いのちの授業」を実施致しました。この「いのちの授業」は、社会福祉法人関西いのちの電話の協力を得、朗読劇とミニライブにより、子どもたち一人ひとりが大切な存在であること、一人で悩みを抱えず信頼できる大人に相談することで問題は解決するということなど「SOSの出し方教育」の一環として実施しております。また、相談窓口として、保健所のこころの相談やこども総合相談などの電話番号を案内するカードを作成し、参加した生徒全員に配布いたしました。

学校によっては保護者や地域の関係者にも案内を出され、3校での参加者の合計は1847人でした。参加者のアンケートからは、「相談先がわかった」、「悩みがあれば相談してもいいんだと思った」、「劇や音楽からのメッセージがこころに響き、わかりやすかった」等の声が寄せられています。

(質問)

精神保健福祉相談では、昨年度、具体的にどのような相談があり、何人の利用があったのでしょうか。

<答弁>

精神保健福祉相談の内容につきましては、こころの不調や統合失調症などの精神病、アルコールや薬物・ギャンブルなどの依存症等に対して、医療機関への受診が必要かどうかの診立てや、家族や関係者に対応の仕方や回復のための支援方法についての助言指導、また自殺未遂者の再企図防止のための支援や、自死遺族等のこころのケア等多岐に渡ります。電話や面接、家庭訪問等対象者の状態に応じた方法で、必要に応じ継続的な支援を行っていますが、昨年度の実績と致しましては、匿名の電話相談等も含めると延べ5368人の利用がございました。

(質問)

保健所では、HIVの検査や、精神保健福祉相談、いわゆる心の悩み相談のようなことも実施されていることを理解致しました。保健所をそういった事案で利用しようという発想や意識がまだまだ市民には根付いていないように思いますが、市の認識及び見解をお聞かせ下さい。せっかく良い事業を多数実施されている訳ですので、もっと、多くの市民の方々に保健所に対するイメージや意識を変えていく必要があるのではないかと思います。市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

HIV検査や精神保健福祉相談につきましては、横断幕やリーフレット、カード等を作成し、あらゆる機会をとらえて啓発に努めているところでございます。

しかしながら、これらの事業の存在を知らないという市民が多くおられるのも事実であり、健康に無関心な人にも届く周知の仕方も課題であると認識しております。

保健所は、地域住民の健康を支える中核となる施設であり、疾病の予防や生活衛生の向上など、市民の健康の保持増進に関する様々な業務を行っていることについて、5月から開始しているツイッターをはじめ広報や出前講座、各種イベントにおいて積極的に啓発しています。

また、夏休みの時期には、「親子で学ぼう夏休みお薬教室」や「気をつけよう身のまわりのあんなムシこんなムシ展」等を開催し、小学生の子どもや若い世代が保健所に足を運び、保健所に親しみを感じてもらうような工夫も行っています。

(意見・要望)

HIV検査や精神保健福祉相談などの事業について詳細をお答え頂きましたが、とても重要な取組みをされていることが分かりました。ただ、ご答弁にもあったように、せっかく大事な事業を実施されているにもかかわらず、認知度が低いことは非常に残念です。正直、市民の方々の保健所に対するイメージが実際とは少し違っていたり、認識や知識が薄いように感じていますので、答弁でもありましたが、ツイッターをはじめ、各種広報ツールを通じて、今後も積極的に啓発、PRをして頂くことを要望しておきます。ツイッターについては、毎日、ツイートされていますし、今後も頑張って発信し続けて頂きたいと思いますが、ぜひ、ツイートされたものを、9月末から開始された公式広報ツイッターにリツイートして頂くように働きかけて欲しいと思います。また、もっと保健所のことを幅広く市民の方々に知って頂くために、ぜひ、市立豊中病院が実施されているオープンホスピタルのようなことを、保健所でも実施して頂き、市民の方々が、保健所がどこで、どんな方々が、どんな仕事をされているのかを見る機会や、実際にその一端を体験できる機会を提供できないか、ご検討頂きたいと要望しておきます。

(環境部)

【公園の樹木の管理について】

(質問)

事業別決算説明書P. 134の公園維持管理事業について伺います。現在、豊中市には470もの公園がありますが、公園内の樹木はどれくらいあり、樹木の管理は、どのような管理システム、管理体制で行っておられるのでしょうか。

<答弁>

公園みどり推進課が管理する公園の樹木の総数については、把握できておりません。これらの公園は、市内14か所に分けけて造園業者に委託し、年間を通じて剪定や枯損木の伐採などを行っております。また、自主管理協定を締結している団体の方や近隣住民、公園利用者からの通報を受けて、随時、臨機に対応しております。

(質問)

台風による被害が、ここ最近、特に報道される頻度が増えているように思いますが、豊中市が管理する公園や緑地で倒れた樹木はどれくらいあるのでしょうか。また、倒木や枯れ枝落下による事故を未然に防ぐために、撤去された樹木の本数も教えて下さい。

<答弁>

公園・緑地における倒木等でございますが、昨年10月の台風21号では約280本、今年9月の台風21号でも現時点で今年の台風と同規模の被害が確認できております。また、これまで公園の維持管理業務において、枯木や危険木を撤去しておりますが、平成29年度においては樹木点検を行い、危険性が高いと判断した約90本を伐採いたしました。

(質問)

市は、街路樹については、街路樹点検計画を策定され、市道416路線に133種、13216本ある全ての街路樹を調査され、その結果に基づいて、撤去などの対応をされていますが、公園の樹木については、同様の点検計画の策定はこれまで検討されてはこなかったのでしょうか。

<答弁>

公園の樹木点検等につきましては、日常から目視などによる点検を行っており、加えて平成29年度には古い時期に開設した174公園において利用者や近隣に影響を及ぼす可能性のある樹木を対象に、点検マニュアルに沿って約9200本の調査を行ったところで、今後におきましても、計画的に点検を進めてまいります。

(意見・要望)

公園・緑地の樹木は、街路樹とは比べ物にならないくらいの本数があるようですが、本来は管理者として樹木の総数や樹齢などを把握しておかれることが好ましいと思います。公園の樹木についても老朽化が進むとともに、台風等の影響で毎年、倒木が発生しており、子どもたちをはじめ公園利用者が怪我を負うなどの事がないよう、安全性確保の観点から、昨年度から実施されている日常点検とは別に行っておられる樹木調査を引き続き、実施して頂くとともに、危険度の高い樹木の撤去や再植樹などを円滑に、かつ計画的に行って頂くことを要望しておきます。また、その調査に併せて、管理樹木の台帳の更新もして頂くようによろしくお願い致します。

【路上喫煙対策推進事業について】

(質問)

路上喫煙対策推進事業について伺います。ここ数年の路上喫煙禁止区域の指定や拡大により、得られた効果と課題について、どのように分析されておられるのか教えて下さい。

<答弁>

路上喫煙禁止区域の指定や拡大により、本市が実施する巡回指導や、駅頭などでの周知・啓発活動、更には啓発看板や喫煙所を設置することで、たばこのポイ捨ては減少しております。しかしながら路上喫煙禁止区域が設定されていることや、定められた喫煙所の存在をご存知ない方が、少数ではございますがおりますので、引き続き、周知・啓発活動を行っていきます。

(質問)

昨年度、庄内駅西側周辺を新たに路上喫煙禁止区域に指定されましたが、未指定の他の駅周辺においても路上喫煙禁止区域の指定を求める要望や意見を頂くことがあります。環境部としては、当面は、現在指定している豊中駅、千里中央駅、庄内駅以外の駅への拡大は考えておられないようですが、その理由を教えてください。

<答弁>

路上喫煙禁止区域に指定していない駅周辺におきましても、喫煙マナー向上に向けた路面標示の貼付や啓発活動に努めており、一定の成果も現れているところでございます。今後は、吸い殻やごみの散乱の状況などを勘案し、区域の指定による一定の効果が見込める場合には、美化推進重点地区を定めた上で、必要に応じて路上喫煙禁止区域を指定することでその相乗効果を図ってまいりたいと考えていますが、現在のところ新たに駅周辺に路上喫煙禁止区域の拡大を行う予定はございません。

(質問)

路上喫煙禁止区域の指定については、環境部でしか出来ないのでしょうか。美化推進の観点ではなく、受動喫煙の防止、健康増進の観点で、健康福祉部が指定することは可能なのでしょうか。環境部としての見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

路上喫煙禁止区域の指定につきましては、「豊中市路上喫煙の防止に関する条例」に基づいて行うものでございまして、その条例は当課が所管しておりますことから、当該禁止区域の指定は環境部が行います。

(意見・要望)

豊中市路上喫煙の防止に関する条例に基づいて、禁止区域の指定は環境部が行うとのことでした。路上喫煙の防止に関する条例は、受動喫煙の防止や健康増進を目的とはされておらず、美化推進を目的とした路上喫煙禁止区域の拡大を行う予定がないことは、理解します。環境部としては引き続き、市民の方々の喫煙マナーの向上を図って頂くとともに、健康福祉部に対して、受動喫煙の防止や健康増進を目的とした新たな条例制定について、働きかけて頂くことを要望しておきます。

【ペットボトル分別収集事業について】

(質問)

事業別決算説明書P. 107のペットボトル分別収集事業について伺います。決算額2299万円の内訳を教えてください。

<答弁>

拠点に設置する回収容器の購入に係る消耗品費147万3336円、拠点との連絡調整にかかる通信運搬費2016円、障害者就労雇用支援センターと豊中市シルバー人材センターへの搬送業務委託料2151万6118円でございます。

(質問)

ペットボトルを現在の拠点回収と4週間に1回の市の収集で回収するようになったのは、いつからで、その経緯や理由についてもあわせて教えてください。

<答弁>

ペットボトルの収集につきましては、平成5年4月から市の事業としてスーパー等の更なる資源化推進を目的として、月1回の新たな戸別収集を補完的に始め、平成28年4月からは、同月内の5回目の曜日も活用し収集が5週間空くことを避けるために等間隔収集を実施したことにより、4週間に1回の収集となっております。

(質問)

拠点回収と市の収集で回収されているペットボトルの割合を教えてください。

<答弁>

平成29年度の実績では、741.25トンの回収量のうち、約34%にあたる250.6トンが拠点回収、約66%にあたる490.65トンが市の収集となっております。

(質問)

拠点回収の場所については、どのようにして決められているのでしょうか。

<答弁>

主に、市民の皆様が利用される共同利用施設等の公共施設や大型小売店舗等、平成29年度末現在で266か所を拠点回収の場所としております。

(質問)

異物が著しく混入している拠点に対し、品質改善についての説明を行ったと記載がありますが、具体的にどこの拠点でそのような状況になっているのでしょうか。また、異物が著しく混入している拠点については、良質なペットボトル廃棄物が収集できない点や、収集する方の手間などを考えると、拠点から外す措置をどんどん取られたら良いのではないかと思います。市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

平成29年度は、飲み残しが入ったままのペットボトルや、たばこの吸い殻、プラスチック製のカップ等ペットボトル以外のごみが多く混入しているコンビニエンスストアの拠点2店舗に対し、品質改善についての説明を行いました。このうち、説明後も改善が見られなかった1店舗については良質なペットボトルを回収することが難しいと判断し、拠点廃止としました。

今後も適正な分別を働きかけながら、啓発を行っても改善が難しい拠点については、同様の措置を検討します。

(質問)

なぜ、ペットボトルだけ、市の収集とは別に拠点回収も行っているのでしょうか。約2300万円もかけて行うのであれば、拠点回収だけにするか、もしくは、市の収集だけにして、2300万円の歳出を抑制してはと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

平成5年4月から行っている拠点回収を補完する形で市のペットボトルの収集を平成24年4月から始めたものであり、それぞれの回収方法を市民の皆様のご都合に合わ

せて選択、もしくは併用して頂くことで、利便性の向上につながっていると考えておりますことから、今後につきましても拠点回収の状況を見ながら、市の収集と拠点回収を併用してまいります。

(質問)

昨年度、市民が分別排出したペットボトルはどれだけあり、戸別及び拠点回収で収集、運搬され、クリーンランドで手選別されたペットボトルは、どのような処理をされたのか、教えてください。また、ペットボトルは有価物として扱われていると思いますが、昨年度の売却益についても教えてください。

<答弁>

平成29年度のペットボトルの回収量は両市(豊中・伊丹)で1163.13tのうちリサイクル量は998.93t(85.88%)となっており、豊中市の回収量は741.25tでリサイクル量は636.60t全てリサイクルしております。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に売却しており、売却額については、両市(豊中・伊丹)で4951万5236円。1tあたり49568円となっており、豊中市の売却額は3155万4988円となっております。

(意見・要望)

市民の利便性の向上は重要な視点ではありますが、そのためにどれだけ税金を投入するのかという視点も重要な視点ではないかと思えます。もともとは拠点回収しかしていなかったものを、戸別収集を併用で始められ、さらに、その頻度を1か月に1回から、4週間に1回に短縮されています。戸別回収は、もともとは拠点回収を補完する形で始められたにもかかわらず、いまや拠点回収が補完的な位置づけになっているわけです。そこまで、お金をかけなくても、少しは市民の方々にもご理解、ご協力を頂き、月1回の戸別収集だけにするか、拠点回収だけにしてしまい、経費を節約して、節約した財源で、新たなサービスの提供や事業の実施を検討されても良いのではないかと意見しておきます。加えて、現在の拠点回収については、266か所も本当に拠点が必要なのかと思えます。実際に拠点ごとに回収量にかなりの差が生じているますので、回収量が少ない拠点については、廃止を検討して頂きたいと思えます。さらに、コンビニエンスストアの拠点については、基本的に良質なペットボトルの回収があまり見込めないと思えますので、全て廃止されても良いのではないかと意見しておきます。そして何より、この事業を評価するにあたって、極めて重要な情報や説明がいつもありません。市民に分別という手間をさせて、市としては収集、運搬、手選別に多額の税金を投じて、ペットボトルの処理を行っている訳ですが、その目的は、資源の有効利用、環境負荷の軽減ということだと思います。だとすれば、どれだけ回収量に対して、どれだけ再商品化(いわゆるマテリアルリサイクル)されたかという数字や説明があって初めて、事業の評価ができるのではないかと思いますので、今後は、決算資料の中に、リサイクル率も明示するようにして頂きたいと要望しておきます。

【プラスチック製容器包装について】
【クリーンランド負担金について】
【分別収集事業について】

(質問)

プラスチック製容器包装の収集運搬及びクリーンランドでの手選別にかかる費用の推移を教えてください。また、クリーンランド議会での答弁によると、再資源化経費の総額の約半分がプラスチック製容器包装で、再資源化経費と売却等金額の収支差益の赤字の大半もプラスチック製容器包装によるそうですが、このことの市としての認識と問題意識についても教えてください。

<答弁>

クリーンランドにおけるプラスチック製容器包装の処理に係る費用の推移は、リサイクルプラザ運營業務委託料の固定費と変動費をあわせて、平成26年度は、2億1571万5819円、平成27年度は、2億1618万9445円、平成28年度は、2億1667万5544円となっており、これには、機器類の維持管理費用や消耗品、人件費などが含まれた費用となっております。また、プラスチック製容器包装の収集運搬に係る経費につきましては、これに限らず、ごみ種ごとにその経費を算出することは困難であります。

次に、経費と売却金額の差についてですが、プラスチック製容器包装そのものの売却益はありませんが、事業者が市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勧奨して市町村に資金を拠出する仕組みとなっております。

問題意識としては、容器包装リサイクル制度を安定的に持続させていくためにも、社会全体で担うべきコストをどのように分担するか、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化、明確化を図りつつ、市町村や事業者等の費用負担をどうしていくのか改めて考え直すべき旨、国や府に要望しているところです。

(質問)

プラスチック製容器包装とプラスチック製品の材質の違いを教えてください。また、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を焼却処理した場合、環境負荷に違いがあるのか、教えてください。

<答弁>

プラスチック製容器包装とプラスチック製品の材質については、ポリエチレン、ポリプロピレン等を使用しており、材質の違いはございません。

また、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を可燃処理した場合、環境負荷の違いはございませんが、燃やす量が多くなれば環境により負荷がかかってくるものと考えております。

(質問)

材質がほぼ同じで、焼却処理した場合の環境負荷に違いがないにも拘らず、プラス

チック製品だけを焼却処分している理由をあらためて教えてください。

<答弁>

プラスチック製容器包装は、平成12年4月から完全移行された容器包装に係る分別収集及び再商品化促進等に関する法律、いわゆる「容器包装リサイクル法」に基づき、事業者がリサイクルの費用を負担しているのに比して、プラスチック製品はリサイクル費用を負担するものが法律で定められていないためであります。

(質問)

クリーンランド負担金についてですが、ここ数年の推移を教えてください。焼却施設並びにスリーR・センターが新設されたことによる影響についてもあわせて教えてください。

<答弁>

豊中市伊丹市クリーンランドへの当市負担金のここ数年の推移ですが、平成27年度は19億7689万6000円、平成28年度は16億2780万1000円、平成29年度は13億6494万8000円となっております。

スリーR・センター並びに焼却施設が新設されたことによる影響についてですが、まず、スリーR・センターについては竣工後の平成24年度から現在まで負担金に大きな増減はありません。また、焼却施設については、稼働した平成28年度から高効率発電設備による売電収入の増加が負担金の減少に寄与しているところです。

(質問)

現在でも焼却施設では、熱量が不足する場合は、灯油などの助燃材を投入しているのでしょうか。もし、投入している場合、どれくらいの量の助燃材が使用されているのか、教えてください。

<答弁>

ごみ焼却施設では、ごみの熱量が不足する場合や、炉の昇降温や焼却炉のトラブルにより焼却炉温度の低下した場合に使用する灯油バーナーを設置しております。

現施設では、豊中市、伊丹市両市から搬入されるごみの熱量が不足することで灯油バーナーを使用したことはないと聞いております。

(質問)

資源そのものを助燃材として使用するくらいなら、プラスチック製容器包装を投入することで一定は代用できるのではないかと思いますし、プラスチック製容器包装を別途収集したり、手選別する手間やコストも抑制できるのではないかと思います。市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

これまでは、ごみの熱量の不足による灯油を使用したケースはございませんが、今後、灯油を使用するケースが出た場合におきましても、使用する量等でコスト面に影響を与えるものではないと聞いております。

(質問)

参考までに教えて欲しいのですが、分別収集されているごみ種の中で、不適合物の混入率が高いごみ種が何か教えて下さい。また、クリーンランドにおいて手選別を行っておられますが、最も大変なごみ種は何か教えて下さい。

<答弁>

クリーンランドでは、搬入ごみの適正化を確保するため、両市から搬入される不燃ごみとプラスチック製容器包装を毎月、両市の関係職員と合同による展開検査を実施しています。

その検査結果による不適合物の割合ですが、平成29年度の年間平均率では、不燃ごみが22.5%に対してプラスチック製容器包装は13.3%となっており、お尋ねの不適合物の高いごみ種は不燃ごみとなっております。

また、手選別作業で不適合物の除去作業を行っておりますのは、ペットボトル、空き缶、びん、プラスチック製容器包装のごみ種です。コンベア上に流れてくる全ごみ種を職員が短い時間内に一つ一つ手で取り除いており大変な作業ではございますが、中でも割れたびん類については、常にけがに気をつけながら取り除くことから、大変な作業と聞いております。

(質問)

昨年度、市民が分別排出したプラスチック製容器包装はどれだけあり、市が収集、運搬し、クリーンランドで手選別されて、容器包装リサイクル協会に引き取ってもらった後、どのような処理をされたのか、詳しい内訳も含めて教えて下さい。

<答弁>

クリーンランドの平成29年度の決算が終わっていないため、平成28年度のプラスチック製容器包装搬出量になりますが、日本容器包装リサイクル協会を通じて、4426.55トンとなっております。

そのうち、約511トンは、パレットなどプラスチック製品に再生されており、残りの約3915トンは、コークス化学原料化され、ベンゼン・トルエン・キシレンなど、再び新しいプラスチックの原料や、製鉄に使う材料となり、鉄の生産に利用される他、発電用ガスなどに再生されています。

(意見・要望)

プラスチック製容器包装にかかる経費は、約2億2000万円/年です。プラスチック

製容器包装とプラスチック製品は、ほぼ同じ材質で、焼却処理した場合の環境負荷の違いもないにも拘らず、プラスチック製容器包装だけを多額の税金を使って処理する理屈が私には理解できません。燃やす量が多くなれば環境により負荷がかかってくるとの答弁もありましたが、プラスチック製品はもともと不燃ごみとして処理していましたが、今は焼却処理しており、市は、燃やす量が増えて環境に負荷をかけるような政策変更を実施され、今では当たり前のように燃やしています。プラスチック製品はリサイクル費用を負担するものが法律で定められていないために焼却処理しているとの答弁でしたが、燃やす量が増えて環境により負荷がかかることを避けるべきと云うのであれば、プラスチック製容器包装と材質が同じプラスチック製品もリサイクル処理すべきなのではないでしょうか。また、プラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法に基づき、事業者がリサイクルの費用を負担しているとのことでしたが、それであれば、何故、クリーンランドで毎年約2億2千万円もの経費の負担が発生しているのでしょうか。市町村や事業者等の費用負担をどうしていくのか改めて考え直すべき旨、国や府に要望しているとの答弁がありましたが、市町村の費用負担について納得がいかない状況で、何故、この制度に従う必要があるのでしょうか。豊中市がこれだけの矛盾と無駄を抱えながら、プラスチック製容器包装を処理しているすぐお隣の吹田市は、現実的かつ堅実な発想から、プラスチック製容器包装は焼却処理され、サーマルリサイクルにより、売電収入という形で、歳入の増加にもつなげておられます。何故、豊中市民、豊中市がこれだけの手間や無駄を被り、隣の吹田市民や吹田市が、利便性や利益を得るようなことを、豊中市は黙認し続けるのでしょうか。市民の分別の手間、市の収集運搬の手間やコスト、クリーンランドでの手選別の手間やコスト、そのいずれもが軽減されると思いますし、そもそも同じ材質のプラスチック製品を焼却処理している訳ですので、あらためて、プラスチック製容器包装については、可燃ごみとして収集し、処理するように、早急に政策転換して頂くことを強く願うとともに、市長の英断を強く期待しておきます。

【生ごみ・剪定枝堆肥化事業について】

(質問)

生ごみ・剪定枝堆肥化事業について伺います。この事業に使用するチップ化された剪定枝ですが、クリーンランドでチップ化処理をしておられると思います。クリーンランドでのチップ化処理はいつから行われているのでしょうか。また、昨年度、チップ化処理された剪定枝の量と、チップ化処理及び搬送に要した費用を教えてください。参考までに、剪定枝1トンあたりのチップ化経費はおよそいくらになるのかも教えてください。

<答弁>

生ごみ・剪定枝堆肥化事業に係るクリーンランドでのチップ化処理は平成24年度より実施しております。

また、昨年度の当事業での剪定枝の搬入量は約80トンであり、クリーンランドでの処分料が約70万円、搬送に要した費用が約170万円で、1トンあたりの経費は

約3万円でございます。

(質問)

一方で、昨年度、公園みどり推進課が所管する公園等において、焼却処理された剪定枝などを含む廃棄物の量と、それに要した費用を教えてください。

<答弁>

昨年度、公園及び街路樹の維持管理業務で生じた剪定枝や除草などのごみ約1040トンをクリーンランドに搬入し、焼却処分しております。焼却処分に要した費用につきましては、クリーンランドでの処分費が約905万円、搬送費が約2210万円、合わせて約3115万円となります。

(処分費、搬送費とも、チップ化処理の単価と同額であることから、1トンあたりの経費はチップ化経費と同じく約3万円になります。)

(質問)

剪定枝の極々一部を多額の税金を使って、チップ化することの意義と妥当性について、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

剪定枝のチップ化は、生ごみ・剪定枝堆肥化事業と同じく、いわゆる資源有効利用促進法などに定められた理念に則り、行政の率先した取組みとして、再資源化を行い、資源循環の啓発や環境学習等に活用することで、循環型社会を推進するものであり、必要なものと考えております。

(質問)

とよっぴーの原価と、市民への売却単価をあらためて教えてください。売却単価はどのような計算方法、意図で、設定されているのでしょうか。

<答弁>

昨年度の実績をもとに原価を計算しますと、1kgあたり約140円となります。また、販売価格につきましては、3kgで100円、10kgで200円、300kgで3000円、イベント等では2.5kgで100円としております。

この販売価格につきましては、豊中市緑と食品のリサイクルプラザ土壤改良材「とよっぴー」活用要綱に規定しておりますが、その設定にあたっては、広く市民等への資源循環の啓発を行うことも目的に、庁内関係部局及び協働関係にある市民団体とで構成する「みどりと食品のリサイクルプラザ推進連絡会」において、市場価格や建設価格などを参考に設定しているものでございます。

(質問)

肥料であれば、ホームセンター等でも販売されていると思いますが、民間事業者が販売している肥料の価格は、どの程度、考慮されているのでしょうか。また、受益者負担の考え方はどの程度、組み込まれているのでしょうか。

<答弁>

さきほどもお答えしましたとおり、庁内関係部局及び協働関係にある市民団体とで構成する「緑と食品のリサイクルプラザ推進連絡会」において販売価格を設定しておりますが、平成21年度以降、見直しを行っていないことから、現在の市場価格や社会情勢等を考慮し、今後、検討してまいりたいと考えております。

なお、当事業は、循環型社会の推進に向けた先導的な事業であり、堆肥「とよっぴー」をより多くの方に頒布し、活用してもらえよう広報誌及びホームページにより、広く周知にと努めております。

(質問)

原価と受益者負担を十分に考慮して、とよっぴーの販売単価を決めるべきではないかと思いますが、何故、一部のとよっぴーを利用する人のためだけに、多額の税金を投入して、極めて割安でとよっぴーを提供する必要があるのでしょうか。

<答弁>

「とよっぴー」は、一部の方の利用に留まらず、学校給食の食材となる野菜作りやこども園、小学校の花壇、菜園など広く活用されております。当事業は、子どもたちも含めた市民の方々が、この取り組みを通じて循環型社会づくりを考え、行動することを促すために行うものであり、引き続き、周知・啓発に努め、持続的な循環型社会づくりを推進してまいりたいと考えております。

(意見・要望)

剪定枝のチップ化事業が、循環型社会の促進や、環境学習への貢献はほとんどないと思います。とよっぴーのことすら知らない市民がまだまだいる中で、たとえ、とよっぴーを知っていたとしても、製造過程でチップを使用していること、そのチップが市内の公園などから出る剪定枝から作られていること、クリーンランドで作られていることを知っている市民はほとんどいないと思います。チップ化している剪定枝はクリーンランドで処理している剪定枝全体のわずか5%程度で、大半は、実にチップ化している剪定枝の20倍の量の剪定枝を焼却処理しているのに、これのどこが循環型社会の推進や環境学習と言えるのでしょうか。全体の5%足らずの剪定枝を1トン当たり約67850円でチップ化し、残りの95%強を1トン当たり約9600円(約1/7の経費)で焼却処理していること、これらがもたらしていることは、環境学習と言うより、算数や経済観念を培う学習にはなるかも知れませんが、循環型社会というよりも、浪費型財政の推進にはなっているかも知れません。平成24年まではチップ化をしていなくても、とよっぴーや土壌改良剤は製造出来ていた訳ですので、チップ化事業を止めても

とよっぴーや土壌改良剤には何の影響もないはずです。加えて、チップを造園業者やホームセンター等から購入すれば、約10000円/トンもあれば十分、入手できるはずです。今回は決算ですので、具体的な数字を示して、理論的に問題提起と改善を求めるに留めますが、是非とも、今後の予算編成において、焼却処理を前提として剪定枝のチップ化事業の見直し並びに、必要なチップは安価で入手するように改めて頂くことを強く要望しておきます。

【生ごみの抑制について】

(質問)

ここ数年の可燃ごみの量、可燃ごみに占める生ごみの量、占める割合の推移について教えて下さい。

<答弁>

平成27年度は10万720トン、平成28年度は10万617トン、平成29年度は10万819トンで概ね横ばい傾向です。

次に可燃ごみに占める生ごみの量ですが、平成24年度に実施した「家庭ごみ排出実態調査」や平成26年度の「事業系ごみ排出実態調査」の結果を見ますと、約4割が生ごみとなっております。

(質問)

可燃ごみの削減目標量、生ごみの削減目標、それぞれの削減計画などがあれば、教えて下さい。

<答弁>

平成30年3月に策定した「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の減量目標では、可燃ごみの焼却処理量を最終目標年度である平成39年度には、平成28年度実績より府内自治体の上位水準を目指し、8%削減することとしています。

また、個別の削減計画としましては、家庭系ごみ1人1日当たりの量では、平成39年度には平成28年度実績より約28g削減、次に事業系ごみ量は、平成39年度には平成28年度より約5千トン削減、最後にリサイクル率については、平成39年度には平成28年度実績より約3.6%の増加目標としています。

(質問)

昨今、新たに建設されたマンションなどでは標準的な設備の一つとなりつつあるものの中にディスポーザー(シンク下に設置可能な生ごみ粉碎機)があります。シンクの下スペースに生ごみを入れ、蓋を閉めると水道水が出て、粉碎機が稼働して生ごみを粉碎処理し、排水処理槽で浄化処理をした後、下水に排水されます。そのため、ディスポーザーを使うことで、生ごみを焼却処理するよりも、環境負荷の軽減や

焼却処理やごみ収集等も含めて環境コストの抑制にもなるように思います。これまでに、ディスポーザーの使用による焼却処理する生ごみの量の削減について、検討されたことはあるでしょうか？

<答弁>

ディスポーザーの使用により、生ごみの排出量を低減できるメリットはあるものと考えますが、定期的なメンテナンスが実施されないと規定の水質基準を上回る水が公共下水道や終末処理場へ流れる恐れもあること、建物内の配管を定期的に掃除しないと、破砕物が付着してしまい詰りの原因となること、繊維質の多い厨茶、大きな骨や貝殻、レジ袋など本来投入すべきでない物を破砕してしまうと故障の原因となるなどのリスクがあることからご質問のディスポーザーを普及していくことについての検討を行ったことはございません。

(質問)

ディスポーザーには他にも様々なメリットがあると思います、例えば、生ごみを家庭内に溜めずに、常に排出処理ができるため、虫や悪臭などの発生を防ぐことができます。また、市は、生ごみを排出する際に水を切るように推奨されていたと思いますが、ディスポーザーを使用すれば、そういった手間も必要なくなります。さらにごみの量が減ることは、高齢者等のごみ出しの際の負担の軽減にもなると思います。こういったメリットも踏まえて、生ごみの排出量の抑制を目的に、ディスポーザーの設置を推奨したり、設置補助制度を構築したりすることは出来ないものかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

現在、ディスポーザー使用による生ごみ削減については、検討に至っておりませんが、頂いたご質問につきましては、ディスポーザーの取扱要綱を定めている上下水道局に対して情報提供したいと考えております。

(意見・要望)

生ごみを含む可燃ごみの削減は環境部として、とても大事な使命の一つのはずであるにもかかわらず、今回の提案に対して、とても消極的な答弁で非常に残念でなりません。単に生ごみの焼却処理量を削減できるだけでなく、先ほど、述べたような市民生活における様々なメリットがありますので、是非とも、積極的に普及促進に向けて、設置補助制度などについて検討して頂きたいと要望しておきます。

(市立豊中病院)

【看護師の減少について】

(質問)

決算書P. 5の職員に関する事項によると、医師・歯科医師は、昨年度は一昨年度に比べて8名増えています。看護師は、28名も減少しています。この要因について、どのように分析されているのでしょうか。

<答弁>

医師については、麻酔科・産婦人科・内科・外科等で増加しており、それぞれ大学医局から派遣を受けたものです。

看護師については、婚姻・転居、とりわけ採用1年目から2年目の職員においては職務への適応の困難さなどの理由により、年度途中において、前年度に比して多くの退職者があり、年度途中において採用に努めましたが、結果として28名の減少となったものです。

(質問)

入院患者数も外来患者数も増加する一方で、看護師が28名も減少したことで、医療の質や患者サービスには影響がなかったのでしょうか。

<答弁>

入院診療については、病棟での看護師配置について、一定の配置基準がありますので、非常勤職員を配置するなど、外来診療も含め、診療活動に影響がでないよう病院運営に取り組んだところです。

(質問)

医師並びに看護師の確保策について、市立豊中病院として、取り組んでおられることがあれば、教えて下さい。

<答弁>

看護師の新規採用職員の確保にあたっては、看護学生を対象とした就職説明会への参加や看護系大学を中心に学校への訪問を実施しています。また、民間の紹介事業者を通じ、経験を有する看護師を採用するなどの取組みを進めています。

医師については、大学医局への派遣の働きかけや、救急科及び麻酔科においては、病院ホームページにおいて独自に公募する等の確保策に取り組んでいます。

(意見・要望)

看護師の世界では、年度(4月から3月)で働くという感覚や意識がそれほど高くないのかも知れません。働く方の権利であり、自由ではあるとはいえ、年度途中で、

どんどん退職されてしまうと、患者さんや、残った同僚の方々に少なからず影響がでると思いますので、そのことについては、適切かつ的確なマネジメントをして頂くことを要望しておきます。また、求人については、病院ホームページで独自に公募も行っておられるとのことですが、更に幅広く募集をかけるために、また情報が広がるために、市立とよなか病院として、公式ツイッターを始められ、ツイッターを用いて募集をかけることも是非とも検討して頂きたいと要望しておきます。

【医療従事者の働き方改革について】

(質問)

市立豊中病院における医療従事者の働き方改革に関して、具体的に、これまでに取り組んでこられたことと、主だった成果があれば、教えて下さい。

<答弁>

医療従事者の働き方改革については、職員の意識改革に加え、業務負担軽減による労働時間の短縮も重要なことから、医師事務作業補助者や病棟補助員を配置するとともに、当直明けの退勤の徹底、日直・当直における外部からの応援医師の活用に取り組んでいます。

(質問)

医療従事者の働き改革の指標として、数値目標など掲げられているものがあれば、教えて下さい。

<答弁>

現在のところ数値目標を掲げて実施しているものはありませんが、今後、働き方改革に関する国の動向を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

(意見・要望)

医師や看護師など医療従事者の働き方改革は、単純に何時から何時まで働きましょうとか、何時間働いたら何時間休みましょうとか、目の前に患者さんがいる中では規則を作ることは困難でしょうし、割り切れるものではないと思います。それでも、医療従事者だからと言って、連続勤務時間や勤務日数を全く無視してよいということでもないと思います。業務負担軽減による労働時間の短縮に取り組んでおられるとのことですが、原則として、医師や看護師としての資格やノウハウが無くてもできる業務については、医師や看護師ではなく、事務員や補助員が担うことを徹底して頂きたいと思います。また、職員の意識改革については、正直、医師の先生方の中には、患者を救うことが全てとの考えや意識をお持ちの方も少なからずおられると思います。そういった方々に対して、事務方の職員の方々が意識改革を求めてもなかなか理解や同意を得られないのではないかと思いますので、ぜひ、病院長には、トップダウン

で意識改革を医師の先生方に求めて頂くことを要望しておきます。

【高額医療機器の効果検証について】

(質問)

高額医療機器の効果検証について伺います。市立豊中病院で様々な医療機器を購入されると思いますが、誰が、どのような検証や検討を踏まえて、購入を決定されているのでしょうか。また、高額医療機器を購入するにあたっては、費用対効果なども一定、考慮されているのでしょうか。

<答弁>

新規の高額医療機器の導入については、病院幹部が出席する業務状況ヒアリングや運営会議において、その必要性等の報告を踏まえた検討を行い、予算編成時の査定を経て、決定しています。

その際には、保守費用や人件費などの経費と診療報酬による収益はもとより、医療的な必要性や効果など、病院経営全般に与える影響等も含め総合的に判断しています。

(質問)

一昨年10月に導入された手術支援ロボット『ダヴィンチ』ですが、購入金額及び維持管理費を教えてください。また、購入を検討する際、年間、何件ほどの手術を実施すれば、購入費用に見合うと考えられていたのでしょうか。

<答弁>

購入金額は税込みで3億6608万7600円、平成29年度の維持管理費は、保守委託料約1500万円でした。また、導入検討時の収支試算では、10年間の機器の稼働及び手術料収入を前提としたうえで、手術数を概ね年間100件と見込んでおりました。

(質問)

昨年度のダヴィンチを使用した手術件数は何件だったのか教えてください。

<答弁>

平成29年度の手術件数は、前立腺がんの手術が67件、腎臓がんの手術が4件の合計71件でした。

(質問)

今後、ダヴィンチの使用頻度を高めていくためにはどういったことが必要になると考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

ダヴィンチによるロボット支援下内視鏡手術につきましては、診療報酬体系において保険適用の拡大が進められています。当院におきましても、前立腺がんの手術に引き続き、腎臓がん手術の保険適用に必要な施設基準を満たすため、手術実績を積み重ねているところです。平成30年度の診療報酬改定で新たに保険適用が可能となった症例につきましても、医師の資格認定取得及び手術実績の蓄積を段階的に進め、ダヴィンチの活用を図っていくことが必要であると考えております。

(意見・要望)

高額な医療機器を購入することは否定しませんが、購入を決断する判断要因とされた医療的な必要性や効果がしっかりと果たされるように、また、当初の見込みかそれ以上の成果があげられるように、取り組んで頂きたいと要望しておきます。